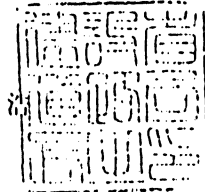


本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道にお  
け  
救急業務実施市町村への財政措置等について

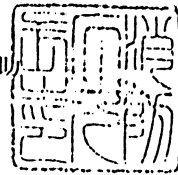
建設省道交発第11号  
消防救第13号  
昭和63年2月9日

建設省道路局長  
三 谷



消防庁次長

片 山 虎 之 助



本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道（以下「瀬戸中央道」とい  
う。）の全線供用に際し、建設省及び消防庁は、下記のとおり了解  
する。

記

1. 本州四国連絡橋公団は、瀬戸中央道の供用に伴い、岡山県倉  
敷市及び香川県坂出市が実施する瀬戸中央道上の救急業務につ  
き、日本道路公団が高速自動車国道における救急業務を実施す  
る市町村に対して講じている財政措置の例にならい財政措置を

講ずるものとする。このために必要な事項は、別途定める。

2. 瀬戸中央道以外の本州四国連絡道路については、各々が全線  
供用又は高速自動車国道と接続した時点において、建設省及び  
消防庁は検討するものとする。
3. 高速自動車国道及び本州四国連絡道路以外の道路について  
は、沿線市町村の救急業務に関する道路管理者の財政措置は行  
わないものとする。
4. 上記1に伴い、消防庁は瀬戸中央道上の救急業務につき、自  
治省が高速自動車国道における救急業務を実施する市町村に対  
して講じている財政措置と同様の財政措置を講ぜられることと  
なるよう措置するものとする。
5. 建設省及び消防庁は、「高速自動車国道における救急業務に  
関する覚書」（建設省道路局道路交通管理課長、消防庁予防救  
急課長及び日本道路公団管理部長、昭和55年12月1日締結）の  
見直しについて検討し、昭和63年度中に結論を出すよう努める  
ものとする。
6. 上記5により見直しがなされた場合には、上記1に基づき定  
める瀬戸中央道に関する財政措置についても、同様の手当てを  
行うものとする。